

各国協議に諮られているISPM案に対する我が国のコメント案

1. 電子植物検疫証明（ISPM No. 12(植物検疫証明書に関する指針)の付録1)		
該当箇所	意見	理由
1 ページ 2. 1 国名 [12]	以下の文言を最後に追加 ・国名だけではなく、地域名についてもコード入力できるようにする。	植物の原産地の記載については、概ね国名の記載で問題ないが、病虫害の分布が国単位ではなく、地域単位の場合もあるため（例えば、米国のハワイ州や豪州のタスマニア島など）。
2 ページ 3. 交換メカニズム [30]	以下の文言を最後に追加 ・対象となる貨物を特定できる関連情報（輸出者、輸入者、植物の種類・数量・原産国等）も通知すべき。	輸出国・輸入国双方において植物検疫証明情報と貨物を取り違えるリスクを低減するため。
2 ページ 3. 交換メカニズム [30]	以下の文言を最後に追加 ・国家植物防疫機関（NPP0）は電子システムの設定に責任がある。システムの変更又はメンテナンス等で一時停止する場合は、速やかに関係するNPP0にその旨を通知すべきである。	システムの一時停止等によって発生するおそれがある貿易への影響を防ぐため。 （我が国の動物検疫において二国間で電子証明システムを導入しているが、相手国がシステムを一時停止したため、貿易に影響が発生した事例有り）
2 ページ 荷受人の公表名称及び住所 [43]～ [44]	全文を削除する。	電子植物検疫証明の場合であっても、紙の植物検疫証明書と同様の運用が可能であるため。

2. ミバエ（ミバエ科）の寄生に対する果物及び野菜の寄主ステータスの決定		
該当箇所	意見	理由
参考1：3ページ 全体に係るコメント（General Comment）	収穫前の果物及び野菜にミバエの寄生がなくても、収穫後に寄生を受ける可能性があるが、本案ではこの点について考慮されていない。そのため、寄主ステータスの決定において、収穫後の果実及び野菜に対するミバエの寄生リスクも考慮すべき。例えば、自然状態下での試験確認において、収穫後一時保管状態にある果実及び野菜のサンプリング調査を追加すること及び半自然条件下のほ場試験で収穫後一時保管状態を模した果実及び野菜を用いた試験を追加することなど。	
参考1：7ページ 3. 昆虫発生の果物の取扱い [93]	繁殖可能な子孫を生殖させる能力を確認する方法の具体的な事例を記載すべき。	本案に具体的な方法の記載がないため。 （交雑試験を行う必要があるのか、それとも、外観が正常な成虫の羽化をもって確認するのか不明であるため）
参考1：7ページ 4. データ分析及び結果の解釈 [94]	寄主ステータスを決定するための具体的な分析方法を追加すべき。	データ分析方法等に具体的な基準がないため、輸入国と輸出国において試験結果に対する解釈や評価が異なることがあるため、具体的な方法が必要。

3. 有害動植物無発生地域における突発的発生時のミバエ検疫地域の設定（ISPM No. 26（ミバエ無発生地域の設定）の付属書）		
該当箇所	意見	理由
参考1：9ページ 3. 文書化及び記録管理 [60]	以下の文言を最後に追加 ・文書化された検疫地域の情報について、要請に基づき輸入国の植物防疫機関も入手できること。	必要に応じて、輸入国の植物防疫機関もその内容を確認する必要があるため。

4. カンキツ黒星病の診断プロトコル（ISPM No. 27（病害虫の診断プロトコル）の付属書）

該当箇所	意見	理由
参考 1：21ページ 図 4 フローダイ アグラム [134] ～ [135]	診断フローダイアグラムに、より効率的な診断を行う方法（形態識別、Conventional PCR、シーケンス法）を追加すべき（具体的な修正フローダイアグラムを提示）。	

5. *Tilletia indica* Mitraの診断プロトコル（ISPM No. 27（病害虫の診断プロトコル）の付属書）

該当箇所	意見	理由
参考 1：23ページ 全体に係るコメン ト（General comment）	・ 本ISPM案に記載のある写真のみでは同定が困難な箇所があることから、補足する写真（近似種（ <i>T. ehrhartae</i> ）を追加（参考となる文献を提示）。	